

地方自治体が行う放射性物質対策に関する意見書

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響は、震災後8ヶ月を過ぎた今も首都圏に大きくひろがっています。下水処理場の汚泥、清掃工場の焼却灰などのほかにも、基準値を超える放射性セシウムが検出されるホットスポットといわれる場所も少なからず存在しています。

千代田区においても、住民の健康、生命を守るために、空間放射線量の測定や、学校、保育園等の給食の放射能濃度測定による安全確保など、すでに区民の安心のための対策を講じているところですが、そのための経費負担も大きくなっています。

福島第一原子力発電所の事故による被害が広域的であり、被害金額が膨大であること、また、放射能汚染による内部被曝の健康被害の問題は、急性によるものだけではなく、晩発性のものもあることから長期にわたる対策が必要であり、住民の不安、心配の種は尽きません。

依って千代田区議会は、自治体が行う放射性物質対策に対し、国が責任を持ち、財政的支援策等を積極的に講ずることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月6日

千代田区議会議長

小林 やすお

衆議院議長 横路 孝弘 様

参議院議長 平田 健二 様

内閣総理大臣 野田 佳彦 様

経済産業大臣 枝野 幸男 様

内閣官房長官 藤村 修 様

国家戦略担当大臣 古川 元久 様

原発事故の収束及び再発防止担当大臣

細野 豪志 様

東日本大震災復興対策担当大臣

平野 達男 様